

第 12 期

定時株主総会および 普通株主様による 種類株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月20日（木曜日）
午前10時

会場

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
仙台銀行本店 9階講堂

議案

(定時株主総会)

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を
除く。）11名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の
件

(普通株主様による種類株主総会)

議 案 定款一部変更の件



じもと
HOLDINGS



きらやか銀行



仙台銀行

・本株主総会は、ご出席の株主さまへのお土産を
取り止めさせていただきます。

株主総会会場は仙台市となっております。末尾の
「株主総会会場ご案内図」をご参照いただきお間違
いのないようご注意ください。



書面またはインターネットによる
議決権行使の期限

2024年6月19日（水曜日）
午後5時10分まで

株式会社じもとホールディングス

証券コード：7161

じもとグループのビジョン

じもとグループは、宮城県と山形県に根ざし、
両県をつなぐ、金融機関グループです。
地元中小企業や地域への貢献を通じて
豊かな社会の実現を目指しています。



株主の皆さまへ



じもと企業と語り合い、
成長と発展をともにし、
同じ未来を見つめる。

代表取締役社長 鈴木 隆 代表取締役会長 川越浩司

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

当事業年度の当社業績につきましては、子会社のきらやか銀行において地元取引先への抜本的な経営改善・事業再生に向けた支援方針変更に伴い、大幅な貸倒引当金を前倒しで追加計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純損失234億円の赤字決算となるに至りました。

また、これを踏まえ、普通株式、優先株式の期末配当につきましては、無配とさせていただくことといたしました。

株主の皆さまには、多大なご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社グループでは、業績の回復に向けた取り組みを着実に進めるとともに、資本業務提携先であるSBIグループとの連携をより一層深め、グループ役職員が全力をあげて地域金融機関の責務を全うしてまいります。

また当社グループの営業基盤である宮城県大衡村にSBIグループによる半導体工場の建設が決定したことを受け、これまで以上に地域経済の発展と地方創生に積極的に取り組んでまいります。

株主の皆さまには、引き続き、一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

目次

議決権行使等についてのご案内

インターネットによる議決権行使のご案内

第12期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会

招集ご通知 1頁

■株主総会参考書類 4頁
(定時株主総会)

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名
選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

(普通株主様による種類株主総会)

議 案 定款一部変更の件

■事業報告 22頁

■連結計算書類及び個別計算書類 47頁

■監査報告書 53頁

■ESG・SDGsへの取り組み

■株主総会会場ご案内図

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

会場受付へのご提出



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

場所 仙台銀行本店 9階講堂 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

日時 2024年6月20日(木) 午前10時 (受付開始: 午前9時)

株主総会にご出席いただけない場合

インターネットでのご入力



パソコン等から議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2024年6月19日(水) 午後5時10分まで

詳細は次頁をご覧ください

郵送でのご提出



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2024年6月19日(水) 午後5時10分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。←

(定時株主総会) (普通株主様による種類株主総会)

第1号議案 第3号議案 | 議案

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

議決権行使書

株主番号

議決権行使期限

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	議案
賛				
否				

お 願 い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年6月19日午後5時10分までご提出ください。
- 電子署名等の操作をご表示のうえ、一部が候補者により異なる表示が表示される場合は、「株主総会参加権」に記載の当該候補者の署名をご記入ください。
- 賛否のご表示は、青色のボールペンにより、はなはなと印を記入してください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、予めID・パスワードをスマートフォンで登録するか、事前登録のウェブサイトにアクセスし2024年6月19日午後5時10分までにログインしてください。この場合、議決権行使書を送る必要はありません。

スマートフォン用議決権行使アプリでログインのQRコード

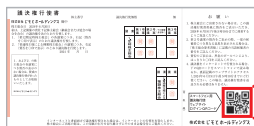
株式会社じもとホールディングス

※各議案に対して賛否の表示がない場合、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

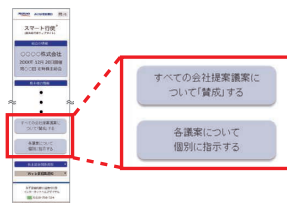
インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

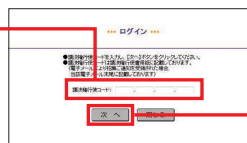
1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック



2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

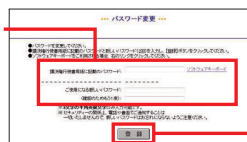
「議決権行使コード」を入力



「次へ」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力



「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

お問い合わせ先について

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 **0120-768-524**

(年末年始を除く 9:00~21:00)

左記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

 **0120-288-324**

(平日 9:00~17:00)

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使として取り扱いたします。
- インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
- 機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主各位

(証券コード 7161)

2024年5月30日

(電子提供措置の開始日2024年5月29日)

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

株式会社じもとホールディングス

代表取締役社長 鈴木 隆

第12期定時株主総会および普通株主様による 種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本定時株主総会には、第1号議案として「定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、本議案につきましては、会社法第322条第1項第1号に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。

また、本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第12期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.jimoto-hd.co.jp/ir/stock_info/shareholders_meeting/

上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスいただき、当社名又は証券コード(7161)をご入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえご確認ください。

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいます。また、「議決権行使等についてのご案内」にしたがって、株主総会前日の営業時間終了時(2024年6月19日(水曜日)午後5時10分)までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具



会場につきまして

- ・ 今回の第12期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会につきましては、仙台市の仙台銀行本店9階講堂での開催とし、山形市のきらやか銀行本店3階大会議室を中継会場とすることにいたします。
- ・ 末尾の株主総会会場ご案内図及び中継会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

《 山形市の中継会場にご来場の株主さまへ 》

- ※ 山形市の中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできませんので、ご了承願います。
- ※ 中継会場にご来場の場合は、書面またはインターネットにより、あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、中継会場入場票を会場受付へご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

記

1 日 時	2024年6月20日（木曜日）午前10時
2 場 所	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号 仙台銀行本店 9階講堂 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>(定時株主総会)</p> <p>報告事項 1. 第12期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人 及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第12期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名 選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件</p> <p>(普通株主様による種類株主総会)</p> <p>決議事項 議案 定款一部変更の件</p>

4 その他

(ご通知) 当社が発行する優先株式の議決権発生について

当社が発行するB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、及びE種優先株式（以下「各種優先株式」といいます）に関しまして、各種優先株式の期末配当を行わない方針とさせていただいていることから、当社定款及び各種優先株式の発行要項に基づき、各種優先株式の株主である国（株式会社整理回収機構）は、本定時株主総会から、優先配当金の額全部の支払を受ける旨の株主総会決議がなされるまでの間、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができることとなります。

上記による、本定時株主総会における議決権は下記のとおりとなります。

	発行済株式総数（株）	議決権数（個）
普通株式	26,840,263	264,168
B種優先株式	13,000,000	130,000
C種優先株式	10,000,000	100,000
D種優先株式	5,000,000	50,000
E種優先株式	18,000,000	180,000
計	72,840,263	724,168

以上

今後の状況の変化により、株主総会の運営等に変更が生ずる場合は当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第26条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。
したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社では、一定の条件下で普通株式への転換が可能であるB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式（以下、「各種優先株式」といいます。）を発行しております。このため、当社発行済の普通株式数に、各種優先株式が普通株式へ転換する場合に想定される普通株式数（以下、「潜在株式数」といいます。）を加えた総株式数が、発行可能株式総数を超過しないように定款を定める必要があります。

当社では、定款の発行可能株式総数について、2022年6月に会社法第113条第3項の定めに基づき、当時の発行済株式総数の約4倍にあたる198,000,000株と定めておりますが、2023年9月に金融機能強化法に基づく国（株式会社整理回収機構）を引受先とする第三者割当増資によりE種優先株式18,000,000株の発行を行ったほか、2023年12月にSBI地銀ホールディングス株式会社を引受先とする第三者割当増資により普通株式5,300,000株の発行を行いました。

これにより、今後、潜在株式数を考慮した普通株式数が、現在の発行可能株式総数を超過する可能性があることから、発行可能な株式の総数を増加するため、当社定款を一部変更するものであります。

なお、現在の当社発行済株式総数は72,840,263株であり、変更案の発行可能株式総数210,000,000株は、会社法第113条第3項（4倍ルール）の範囲内（291,361,052株以内）となっております。

- (2) 本定款一部変更の効力は、本株主総会並びに2024年6月20日開催予定の普通株主様、B種優先株主様、C種優先株主様、D種優先株主様及びE種優先株主様に係る各種類株主総会の承認可決により効力が生じるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案																				
<p>第1条～第5条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>198,000,000株</u>とし、当社の各種類株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</p> <table><tr><td>普通株式</td><td><u>198,000,000</u> 株</td></tr><tr><td>B種優先株式</td><td>13,000,000 株</td></tr><tr><td>C種優先株式</td><td>20,000,000 株</td></tr><tr><td>D種優先株式</td><td>20,000,000 株</td></tr><tr><td>E種優先株式</td><td>20,000,000 株</td></tr></table> <p>第7条～第48条（条文省略）</p> <p>附則第1条（条文省略）</p>	普通株式	<u>198,000,000</u> 株	B種優先株式	13,000,000 株	C種優先株式	20,000,000 株	D種優先株式	20,000,000 株	E種優先株式	20,000,000 株	<p>第1条～第5条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>210,000,000株</u>とし、当社の各種類株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</p> <table><tr><td>普通株式</td><td><u>210,000,000</u> 株</td></tr><tr><td>B種優先株式</td><td>13,000,000 株</td></tr><tr><td>C種優先株式</td><td>20,000,000 株</td></tr><tr><td>D種優先株式</td><td>20,000,000 株</td></tr><tr><td>E種優先株式</td><td>20,000,000 株</td></tr></table> <p>第7条～第48条（現行どおり）</p> <p>附則第1条（現行どおり）</p>	普通株式	<u>210,000,000</u> 株	B種優先株式	13,000,000 株	C種優先株式	20,000,000 株	D種優先株式	20,000,000 株	E種優先株式	20,000,000 株
普通株式	<u>198,000,000</u> 株																				
B種優先株式	13,000,000 株																				
C種優先株式	20,000,000 株																				
D種優先株式	20,000,000 株																				
E種優先株式	20,000,000 株																				
普通株式	<u>210,000,000</u> 株																				
B種優先株式	13,000,000 株																				
C種優先株式	20,000,000 株																				
D種優先株式	20,000,000 株																				
E種優先株式	20,000,000 株																				

＜ご参考＞ 変更案の発行可能株式総数の算定根拠

- (1) 当社の発行可能株式総数は198,000,000株となっております。
- (2) 種類株式のうち普通株式発行済株式総数は26,840,263株であり、2023年12月にSBI地銀ホールディングス株式会社を引受先とする第三者割当増資にて発行した5,300,000株を含んでおります。
- (3) B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、およびE種優先株式について、各発行要項において規定する下限取得価額をもとに算出した普通株式の潜在株式数は182,754,999株でございます。
- (4) このため当社が、新たに必要となる普通株式発行可能株式総数は、上記(2)及び(3)を加算した209,595,262株となり、現在の普通株式発行可能株式総数198,000,000株を超過することになります。
- (5) 以上のことから、新たに必要となる普通株式発行可能株式総数209,595,262株をもとに、定款変更案として、普通株式発行可能株式総数210,000,000株、発行可能株式総数210,000,000株とするものでございます。

	発行済株式総数	下限取得価額をもとに算出した普通株式の潜在株式数	新たに必要となる普通株式発行可能株式総数
普通株式	26,840,263	－	26,840,263
B種優先株式	13,000,000	68,965,517	68,965,517
C種優先株式	10,000,000	38,910,505	38,910,505
D種優先株式	5,000,000	7,209,805	7,209,805
E種優先株式(※)	18,000,000	67,669,172	67,669,172
計	72,840,263	182,754,999	209,595,262 ↓ 210,000,000

(※) E種優先株式は2023年9月29日に発行しておりますが、当該株式の発行要項に定める普通株式を対価とする取得請求期間の始期は2024年10月1日であるため、当社発行済の普通株式数に潜在株式数を加えた総株式数が、現時点で発行可能株式総数を超過しているものではありません。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）11名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役11名の選任をお願いするものであります。なお、2期連続の大幅な赤字決算や配当を無配とする経営責任をとり、取締役候補者である川越浩司、鈴木隆、内田巧一は、一旦続投いたしますが、公的資金の返済時期の見直しも含めた国との協議の目途がついた時点において辞任する予定です。後任者を含めて、詳細は決定次第、改めてお諮りいたします。

また、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、指名・報酬協議会が定める取締役の指名方針及び指名手続きに則り、適切に取締役候補者が指名されており、各候補者は当社の取締役として適任であることから、本議案の内容については、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	かわ 川 越 浩 司	代表取締役会長	16回／16回
2	すず 鈴 木 隆	代表取締役社長	15回／16回
3	お 尾 形 毅	常務取締役	16回／16回
4	うち 内 田 巧 一	常務取締役	16回／16回
5	さか 坂 爪 敏 雄	取締役	13回／13回
6	ふじ 藤 島 正 史		—
7	は 芳 賀 隆 之		—
8	えん 遠 藤 裕 治	取締役	12回／13回
11	はん 半 田 稔	再任 社外 独立役員	取締役（社外） 16回／16回
12	は せ が わ 長谷川 靖	再任 社外	取締役（社外） 16回／16回
13	さ 佐 竹 勤	再任 社外 独立役員	取締役（社外） 16回／16回

候補者番号

1

かわ ごと こう じ
川 越 浩 司

(1963年11月23日生)



再任

■所有する当社株式の数

普通株式 4,482株

■在任年数

6年

■取締役会出席状況

16回/16回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 山形相互銀行（山形しあわせ銀行）入行
2007年5月 きらやか銀行営業本部法人営業推進課長
2008年4月 同行経営企画部東京事務所長
2009年10月 同行経営企画部副部長兼東京事務所長
2010年4月 同行経営企画部長
2014年4月 同行寒河江支店長
2014年6月 同行執行役員寒河江支店長
2016年10月 同行執行役員経理部長
当社経営戦略部長

2017年6月 きらやか銀行常務執行役員経理部長
当社経営戦略部長
2018年4月 同行常務執行役員当社経営戦略部長
2018年6月 同行取締役
当社取締役総合企画部長兼経営戦略部長
2019年6月 当社常務取締役総合企画部長兼経営戦略部長
2021年6月 きらやか銀行代表取締役頭取（現任）
当社代表取締役会長（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社きらやか銀行代表取締役頭取（現任）

【取締役候補者に関する特記事項】

川越浩司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2021年6月の代表取締役就任以来、当社グループ経営と地方創生にリーダーシップを発揮してまいりましたが、2期連続の赤字決算や配当を無配とする経営責任をとるため、一旦統投のうえ、公的資金の返済時期の見直しも含めた国との協議の目途がついた時点において辞任する予定です。

候補者番号

2

すず き たかし
鈴 木 隆

(1954年1月20日生)



再任

■所有する当社株式の数

普通株式 9,710株

■在任年数

11年9ヶ月

■取締役会出席状況

15回/16回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月 振興相互銀行（現仙台銀行）入行
2000年4月 仙台銀行推進部統轄課長兼開発課長
2002年8月 同行推進部個人営業課長
2003年4月 同行推進部副部長兼個人営業課長
2003年6月 同行取締役融資部長
2005年6月 同行取締役企画部長
2006年4月 同行取締役企画部長兼リスク統括部長
2006年6月 同行取締役総務部長

2007年6月 同行常務取締役総務部長
2008年6月 同行常務取締役
2009年6月 同行代表取締役常務
2012年10月 当社取締役
2013年6月 当社代表取締役会長
仙台銀行代表取締役頭取（現任）
2021年6月 当社代表取締役社長（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社仙台銀行代表取締役頭取（現任）

【取締役候補者に関する特記事項】

鈴木隆氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2013年6月の代表取締役就任以来、当社グループ経営と地方創生にリーダーシップを発揮してまいりましたが、2期連続の赤字決算や配当を無配とする経営責任をとるため、一旦統投のうえ、公的資金の返済時期の見直しも含めた国との協議の目途がついた時点において辞任する予定です。

候補者番号

3

お が た
尾 形

つよし
毅

(1966年1月30日生)



再 任

■所有する当社株式の数

普通株式 3,940株

■在任年数

6年

■取締役会出席状況

16回/16回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月	仙台銀行入行	2016年6月	同行取締役本店営業部長
2005年4月	同行企画部企画課長	2018年6月	同行取締役(現任)
2010年4月	同行企画部副部長兼企画課長兼経営管理室長		当社取締役総合企画部長
2012年10月	同行企画部長	2022年6月	当社常務取締役総合企画部長(現任)
2013年10月	同行経営企画部長兼経理部長		(重要な兼職の状況)
2015年6月	同行取締役経営企画部長兼経理部長		株式会社仙台銀行取締役(現任)

【取締役候補者に関する特記事項】

尾形毅氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2018年6月の当社取締役就任以来、グループ戦略及び会社の運営・企画等を立案する総合企画部門を統括するなど、今後も当社発展に十分貢献できる人材と判断したことから取締役候補者となりました。

候補者番号

4

うち だ こう いち
内 田 巧 一

(1966年9月27日生)



再 任

■所有する当社株式の数

普通株式 1,540株

■在任年数

3年

■取締役会出席状況

16回/16回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月	山形しあわせ銀行入行	2018年6月	同行取締役経営企画部長
2007年5月	きらやか銀行経営企画部経営企画課長	2020年6月	同行常務取締役
2010年8月	同行内部管理態勢強化室長	2021年6月	当社取締役
2012年10月	同行経営企画部副部長	2023年6月	きらやか銀行代表取締役常務(現任)
2014年4月	同行経営企画部長		当社常務取締役(現任)
2015年6月	同行執行役員経営企画部長		(重要な兼職の状況)
			株式会社きらやか銀行代表取締役常務(現任)

【取締役候補者に関する特記事項】

内田巧一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2021年6月の当社取締役就任以来、特に子会社の経営企画部門を統括してまいりましたが、2期連続の赤字決算や配当を無配とする経営責任をとるため、一旦統投のうえ、公的資金の返済時期の見直しも含めた国との協議の目的が果たした時点において辞任する予定です。

候補者番号

5

さか づめ とし お
坂 爪 敏 雄

(1966年1月19日生)



再任

■所有する当社株式の数

普通株式 4,511株

■在任年数

1年

■取締役会出席状況

13回/13回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 仙台銀行入行
2008年10月 同行本店営業部融資営業課長
2012年4月 同行本店営業部融資営業1課長兼融資営業2課長
2013年11月 同行融資部副部長
2015年6月 同行融資部長兼管理部長
2019年6月 同行取締役融資部長兼管理部長
2021年6月 同行取締役地元企業応援部長
株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング
取締役

2022年6月 仙台銀行常務取締役営業本部長兼地元企業応援部長
株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング
代表取締役社長(現任)
2023年6月 仙台銀行常務取締役営業本部長(現任)
当社取締役(現任)
(重要な兼職の状況)
株式会社仙台銀行常務取締役営業本部長(現任)
株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング代表取締役
社長(現任)

【取締役候補者に関する特記事項】

坂爪敏雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2023年6月の当社取締役就任以来、特に子会社の営業推進部門を統括するなど、今後も当社発展に十分貢献できる人材と判断したことから取締役候補者となりました。

候補者番号

6

ふじ しま まさ ぶみ
藤 島 正 史

(1968年3月12日生)



新任

■所有する当社株式の数

普通株式 1,475株

■在任年数

一年

■取締役会出席状況

一回/一回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月 山形しあわせ銀行入行
2009年4月 きらやか銀行企業支援部主任調査役
2011年5月 同行事業再生部主任調査役
2015年3月 同行企業支援部副部長
2016年4月 同行企業支援部長

2018年6月 同行執行役員本業支援本部副本部長
2020年4月 同行執行役員天童支店長
2021年6月 同行常務執行役員天童支店長
2022年6月 同行取締役本店営業部長
2024年4月 同行取締役(現任)
(重要な兼職の状況)
株式会社きらやか銀行取締役(現任)

【取締役候補者に関する特記事項】

藤島正史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2018年6月から子会社であるきらやか銀行の執行役員、2022年6月から同行取締役本店営業部長として経営手腕を発揮。当社取締役としての資質を備えており、当社発展に十分貢献できる人材と判断したことから取締役候補者となりました。

候補者番号

7

は が たか ゆき
芳 賀 隆 之

(1961年1月12日生)



新任

■所有する当社株式の数

普通株式 2,595株

■在任年数

一年

■取締役会出席状況

一回／一回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 振興相互銀行（現仙台銀行）入行
 2009年6月 仙台銀行企画部長
 2011年6月 同行取締役企画部長兼カード事業部長
 2012年10月 同行取締役
 当社取締役総合企画部長
 2014年6月 同行取締役退任
 当社取締役退任
 2014年9月 宝来産業株式会社顧問

2018年6月 同社顧問退任
 仙台銀行取締役営業統括部長
 2019年6月 同行常務取締役営業本部長
 2020年1月 株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング代表取締役社長
 2022年6月 同社取締役退任
 仙台銀行常務取締役（現任）
 （重要な兼職の状況）
 株式会社仙台銀行常務取締役（現任）

【取締役候補者に関する特記事項】

芳賀隆之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2018年6月から子会社である仙台銀行の取締役営業統括部長、2019年6月から常務取締役営業本部長として経営手腕を發揮。当社取締役としての資質を備えており、当社発展に十分貢献できる人材と判断したことから取締役候補者となりました。

候補者番号

8

えん どう ゆう じ
遠 藤 裕 治

(1965年6月28日生)



再任

■所有する当社株式の数

普通株式 3,680株

■在任年数

1年

■取締役会出席状況

12回／13回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 殖産相互銀行（殖産銀行）入行
 2008年4月 きらやか銀行鈴川支店長
 2008年10月 同行宮内支店長
 2011年4月 同行山形北支店長
 2014年4月 同行東京支店長

2017年2月 同行新発田支店長
 2018年6月 同行執行役員新発田支店長
 2019年6月 同行常務執行役員仙台支店長
 2020年6月 同行取締役仙台支店長
 2021年6月 同行取締役（現任）
 2023年6月 当社取締役（現任）
 （重要な兼職の状況）
 株式会社きらやか銀行取締役（現任）

【取締役候補者に関する特記事項】

遠藤裕治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2023年6月の当社取締役就任以来、特に子会社の融資部門、リスク統括部門を統括するなど、今後も当社発展に十分貢献できる人材と判断したことから取締役候補者となりました。

候補者番号

9

(削除)

候補者番号

10

(削除)

候補者番号

11

はん だ
半 田

みのる
稔

(1957年9月3日生)



再 任

社 外

独立役員

■所有する当社株式の数

普通株式 一 株

■在任年数

5年

■取締役会出席状況

16回/16回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月	弁護士登録（山形県弁護士会） 半田稔法律事務所開設 半田稔法律事務所所長（現任）	2017年2月	山形県弁護士協同組合理事長（現任）
2009年4月	山形県弁護士会会長 日本弁護士連合会理事 東北弁護士会連合会副会長	2018年7月	山形県取用委員会会長（現任）
2015年1月	天童市情報公開・個人情報保護審査会会長 （現任）	2019年6月	当社取締役（現任）
		2023年5月	株式会社ヤマザワ取締役（現任） （重要な兼職の状況） 半田稔法律事務所所長（現任） 株式会社ヤマザワ取締役（現任）

【社外取締役候補者に関する特記事項】

半田稔氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、公正かつ中立な立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための提言や意見表明をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏には弁護士として法的側面等の見地から、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。同氏の再任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。

当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結しております。本総会において同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

候補者番号

12

は せ がわ やすし
長 谷 川 靖

(1962年2月22日生)



再 任

■所有する当社株式の数

■在任年数

■取締役会出席状況

社 外

普通株式 一 株

3 年

16回／16回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	大蔵省入省	2019年11月	三井住友信託銀行顧問
2007年7月	金融庁監督局銀行第2課長	2020年4月	SBIホールディングス株式会社入社
2008年7月	同庁監督局保険課長	2020年8月	地方創生パートナーズ株式会社 執行役員事務局長（現任）
2010年7月	同庁監督局総務課長	2021年6月	株式会社福島銀行取締役 当社取締役（現任）
2012年7月	同庁総務企画局企画課長	2022年2月	SBI地銀ホールディングス株式会社 取締役（現任）
2014年7月	財務省福岡財務支局長	2023年6月	株式会社きらやか銀行取締役（非業務執行） （現任）
2015年7月	金融庁総務企画局審議官（企画・市場・官房担当）		（重要な兼職の状況）
2016年7月	財務省東海財務局長		地方創生パートナーズ株式会社執行役員事務局長（現任）
2017年6月	国際協力銀行常務取締役（審査・リスク管理担当）		SBI地銀ホールディングス株式会社取締役（現任）
2019年6月	財務省退官		株式会社きらやか銀行取締役（非業務執行）（現任）

【社外取締役候補者に関する特記事項】

長谷川靖氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、金融行政に長年携われられ豊富な経験と専門知識を有しており、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための提言や意見表明をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏には金融行政で長年培われた専門的な知見を活かし、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結しております。本総会において同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

候補者番号

13

さ たけ
佐 竹

つとむ
勤

(1953年3月2日生)



再 任

社 外

独立役員

■所有する当社株式の数

普通株式 600株

■在任年数

2年

■取締役会出席状況

16回/16回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月	東北電力株式会社入社	2013年6月	株式会社ユアテック取締役（非常勤）退任
2007年6月	同社執行役員企画部長	2014年6月	東北電力株式会社取締役退任
2009年6月	同社常務取締役お客さま本部長 株式会社ユアテック監査役（非常勤）		株式会社ユアテック代表取締役社長
2012年6月	同社監査役（非常勤）退任 同社取締役（非常勤） 東北電力株式会社取締役副社長	2019年6月	同社代表取締役社長 社長執行役員
		2021年6月	同社代表取締役会長
		2022年6月	当社取締役（現任）
		2023年6月	株式会社ユアテック相談役（現任） （重要な兼職の状況） 重要な兼職はありません

【社外取締役候補者に関する特記事項】

佐竹勤氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、公正かつ中立な立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための提言や意見表明をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏には他社での企業経営に関する経験及び知見を活かし、当社の社外取締役として、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。同氏の再任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。

当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結しております。本総会において同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

【取締役候補者（11名）に関する特記事項】

役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で、当社が保険料の全額を負担する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社のすべての取締役を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金及び訴訟費用（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補いたします。各候補者が取締役に選任された場合には、いずれの取締役も当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であります。なお、2024年10月に現行契約が満了しますが、同様の内容で更新する予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役、遠藤宏氏は、2024年6月13日付で他社役員就任のため辞任しております。つきましては監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、監査等委員である取締役候補者の三瓶渉氏は、2024年6月13日付で辞任した遠藤宏氏の補欠（任期は2025年6月開催予定の第13期定時株主総会終結の時まで）として、選任をお願いいたしたいと存じます。

新任

さん ぺい
三 瓶
わたる
渉

(1966年8月8日生)



■所有する当社株式の数

普通株式 2,015株

■在任年数

一年

■取締役会出席状況

一回／一回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月 仙台銀行入行
2008年6月 同行推進部法人営業課長
2012年4月 同行高砂支店長
2013年7月 同行企画部企画課長
2013年10月 同行経営企画部経営企画課長兼経営管理室長

2014年10月 同行長町南支店長
2018年6月 同行地元企業応援部長
2019年6月 同行個人営業部長
2023年4月 同行執行役員監査部長（現任）
（重要な兼職の状況）
重要な兼職はありません

【取締役候補者に関する特記事項】

三瓶渉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

子会社である仙台銀行の地元企業応援部長、個人営業部長、監査部長の要職を歴任。実務経験に基づく的確な提言や意見、並びに公正かつ中立な立場で当社の経営全般の監督を期待できることから監査等委員である取締役候補者となりました。

【監査等委員である取締役候補者に関する特記事項】

役員等賠償責任保険契約の概要

本議案において、候補者が監査等委員である取締役に選任された場合には、第2号議案に記載されている役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることになります。

種類株主総会参考書類

議 案 定款一部変更の件

株主総会参考書類に記載の第1号議案「定款一部変更の件」の内容と同一であります。
なお、本議案に係る定款の一部変更は、「発行可能株式総数の変更」を行うものであります。

以 上

<ご参考>

1. じもとホールディングス 取締役会のスキル選定

- 当社は、地域金融機関を傘下に持つ銀行持株会社であり、取締役会は「グループ経営管理」を適切に遂行するスキルを備えることが必要と考えております。
- 併せて、グループの経営理念と重点戦略を実現するため、各戦略に係る業務経験や知識を備え、社外取締役の外部知見を活用する方針としております。

じもとグループの経営戦略とスキル



区分	スキル	選定の理由	取締役の担当部門・業務経験・知識
社内取締役	経営管理	持株会社の管理業務の遂行	経営企画／子銀行管理／リスク管理／市場運用
	中小企業支援	重点戦略の実現：地元中小企業への貢献	融資審査／顧客支援（営業店長等）
	業務変革	重点戦略の実現：業務プロセス変革、金融サービス充実	事務システム／人事総務
	外部連携活用	重点戦略の実現：事業展開の高度化、スピードアップ	外部連携（SBI等）の効果・成果の発揮
社外取締役	地域産業	社外取締役の知見活用	宮城・山形の地域産業の動向
	企業経営	社外取締役の知見活用	他社での企業経営の経験
	財務・会計	社外取締役の知見活用	企業財務の専門知識、経験（公認会計士等）
	法務・リスク管理	社外取締役の知見活用	法務・リスク管理の専門知識、経験（弁護士等）
	行政	社外取締役の知見活用	地方行政、金融行政での経験

2. 取締役会スキルマトリックス

じもとホールディングス取締役会

じもとホールディングス取締役会は、社内取締役を中心に、銀行持株会社としての経営管理の遂行、グループ重点戦略の実現に必要なスキルを備えております。

【社内取締役】

氏名	経営管理				中小企業		業務変革		外部連携活用
	経営企画	子銀行管理	リスク管理	市場運用	融資審査	顧客支援	事務システム	人事総務	
取締役候補者 川越 浩司	●	●				●			
取締役候補者 鈴木 隆	●	●			●			●	
取締役候補者 尾形 毅	●	●				●			●
取締役候補者 内田 巧一	●	●	●			●			●
取締役候補者 坂爪 敏雄	●	●		●	●	●			●
取締役候補者 藤島 正史	●	●				●			
取締役候補者 芳賀 隆之	●	●				●		●	
取締役候補者 遠藤 裕治	●				●	●			
監査等委員候補者 三瓶 渉	●		●			●			

【各取締役の担当業務、経歴、資格等】

じもとHD担当部門	子銀行代表権	子銀行での主な経歴	SBI等連携実績分野
監査	有	きらやか銀行経営企画部長 経理部長 寒河江支店長	
監査		仙台銀行企画部長 リスク統括部長 総務部長 融資部長	
経営企画	有	仙台銀行経営企画部長 本店営業部長	経営企画
経営企画	有	きらやか銀行経営企画部長	経営企画
中小企業支援	有	仙台銀行営業本部長 地元企業応援部長 融資部長	地方創生
新任役員		きらやか銀行本店営業部長 天童支店長 企業支援部長	
新任役員	有	仙台銀行営業本部長 企画部長 推進部長	
中小企業支援		きらやか銀行仙台支店長 東京支店長	
新任役員		仙台銀行監査部長 個人営業部長 地元企業応援部長	

当社は、宮城県と山形県の地元中小企業や地域への貢献を経営理念としており、社外取締役は両県の地域産業を知る方々を中心に構成しております。
さらに社外取締役は、企業経営の経験、財務・会計、法務・リスク管理、行政など、豊富な経験と知見を備えられており、取締役会の多様なスキルを構成しております。

【社外取締役】

氏名	地域産業	企業経営	財務・会計	法務・リスク管理	行政
社外取締役候補者（独立） 半田 稔	●			●	
社外取締役候補者 長谷川 靖				●	●
社外取締役候補者（独立） 佐竹 勤	●	●			
社外監査等委員（独立） 伊藤 吉明	●		●		
社外監査等委員（独立） 高橋 節	●	●			●
社外監査等委員（独立） 伊東 昭代	●				●

【各取締役の担当業務、経歴、資格等】

主な経歴・役職	資格
半田稔法律事務所所長（現任）(株)ヤマザワ取締役（現任）	弁護士
財務省東海財務局長 国際協力銀行常務取締役 SBI地銀ホールディングス(株)取締役（現任）	
東北電力(株) 副社長 (株)ユアテック相談役（現任）	
伊藤公認会計士事務所所長（現任）	公認会計士
山形県副知事 (株)モンテディオ山形 社長	
宮城県教育委員会教育長 宮城県総務部長 宮城県美術館長（現任）	

（注）上記一覧表は、各取締役が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

当社は、社外取締役の候補者の独立性に関して、以下の基準に基づき判断しております。

○社外取締役の独立性判断基準

1. (1) 当社グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人（以下、併せて「業務執行者等」という）ではなく、かつ、その就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。
(2) その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役（注1）、監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。
(3) 当社グループの役員等（注2）及び支配人その他の重要な使用人（役員等に該当する者を除く）の、配偶者または二親等以内の親族でないこと。
2. 当社の主要株主（注3）である者、または当社グループが主要株主である会社の役員等または使用人（役員等に該当するものを除く）ではないこと。
3. (1) 当社または中核子会社（注4）を主要な取引先（注5）とする者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者等ではなかったこと。
(2) 当社または中核子会社の主要な取引先である者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者等ではなかったこと。
(3) 当社または中核子会社から一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円）を超える寄付等を受ける組織の社員等でないこと。
4. 当社グループから役員等を受け入れている会社、またはその親会社もしくはその子会社の役員等ではないこと。
5. 現在、当社グループの会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社グループの監査業務を担当したことがないこと。
6. 弁護士、公認会計士、その他のコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社または中核子会社から過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。
7. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

（注1）「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう。

（注2）「役員等」とは、取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）をいう。

（注3）「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。

（注4）「中核子会社」とは、株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行をいう。

（注5）「主要な取引先」は、直近事業年度における年間連結総売上高（当社の場合は年間連結経常収益）の2%以上を基準に判定。

第12期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで) 事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

① 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社、株式会社きらやか銀行（以下「きらやか銀行」といいます。）及び株式会社仙台銀行（以下「仙台銀行」といいます。）を含む連結子会社7社及び関連会社（持分法適用会社）1社で構成される企業集団であり、銀行業務を中心に、カード業務、リース業務及びコンサルティング業務等の幅広い金融サービスを提供しております。なお、上記持分法適用会社1社は、2024年4月1日に当社の連結子会社となっております。

② 金融経済環境

当連結会計年度のわが国経済は、コロナ禍からの回復が進む中、世界的な物価上昇に伴う影響や、好調な企業業績による株高、日本銀行の大規模金融緩和政策の変更など、大きな変化が見られました。

当社グループの営業エリアである宮城県、山形県経済においても、観光需要の回復が進み、雇用・所得環境・消費が改善する一方で、資材高騰の影響が各分野で顕在化してきました。

地域金融を取り巻く環境は、人口減少等を背景とした地域経済の縮小、金利動向の変化、銀行間競争、ITを活用したDXの推進による金融ビジネスの変革などにより、環境変化のスピードがさらに増していくことが予想されます。

③ 企業集団の事業の経過及び成果

当社グループでは、経営理念である「宮城と山形をつなぎ、中小企業支援を通じて、地元中小企業や地域に貢献する」のもと、「中小企業支援の深化」、「業務変革（DX）」、「経営管理」について、資本業務提携先であるSBIグループとの連携を積極的に活用して取り組んでまいりました。

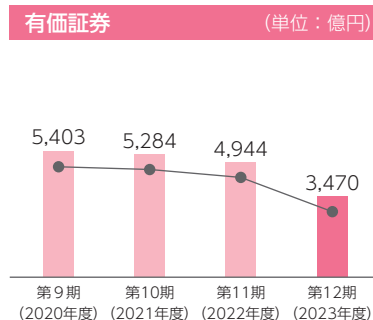
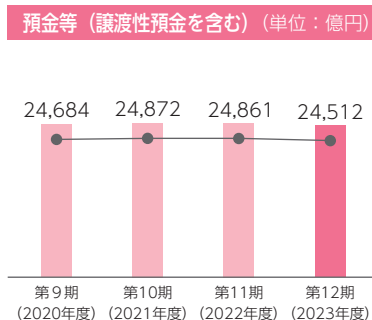
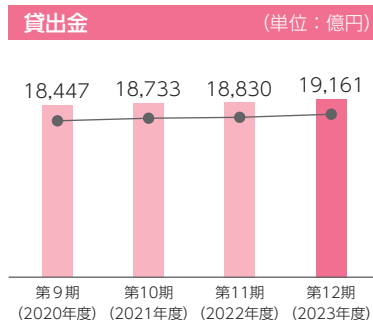
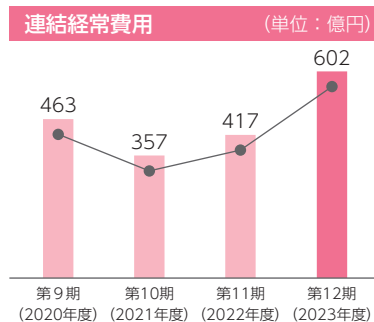
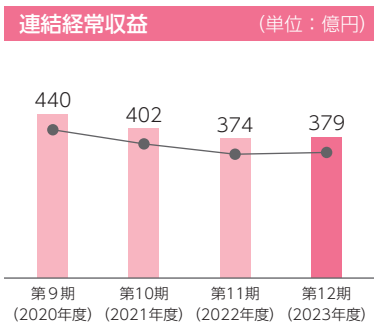
また、コロナ特例の金融機能強化法に基づき2023年9月に180億円の公的資金を受入れ、さらに2023年12月にSBIグループより追加出資をいただくことで、きらやか銀行の財務基盤を強化し、地元企業の再生支援に取り組んでまいりました。

当連結会計年度における当社グループの経常収益は、貸出金利息が増加したことなどから、前連結会計年度比5億7百万円増加の379億42百万円となりました。経常費用は、きらやか銀行において与信関係費用と有価証券関係損失が大幅に増加したことなどにより、前連結会計年度比185億38百万円増加の602億71百万円となりました。その結果、経常損益は、前連結会計年度比180億31百万円減少の223億29百万円の損失、親会社株主に帰属する当期純損益は、前連結会計年度比163億80百万円減少の234億62百万円の損失となりました。

当連結会計年度末の連結財政状態については、資産は前連結会計年度末比215億円増加の2兆6,808億円、負債は前連結会計年度末比156億円増加の2兆5,971億円となりました。純資産は前連結会計年度末比58億円増加の836億円となりました。

主な勘定残高については、貸出金残高は、消費者ローン（住宅ローン等）や中小企業向け貸出金の増加などから前連結会計年度末比331億円増加の1兆9,161億円となりました。預金残高（譲渡性預金含む）は、前連結会計年度末比348億円減少の2兆4,512億円となりました。有価証券残高は、市場環境を踏まえポートフォリオの再構築に向け有価証券の売却を進めたことから、前連結会計年度末比1,473億円減少の3,470億円となりました。

以上のとおり、当社は、2期連続の大幅な赤字決算に至りましたことから、収益力と財務基盤の早期回復に最優先で取り組むため、当年度の期末配当を見送らせていただきます。株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、何卒、ご理解とご了承を賜りますようお願い申し上げます。



なお、主要な子会社の損益等につきましては、以下のとおりとなりました。
【きらやか銀行（単体）の損益及び主要勘定残高（末残）】

（単位：百万円）

		2022年度	2023年度	増減
損益	経常収益	17,400	17,272	△128
	コア業務粗利益	14,428	14,340	△87
	コア業務純益	2,868	2,854	△14
	経常利益又は経常損失（△）	△5,921	△23,778	△17,857
	当期純利益又は当期純損失（△）	△8,334	△24,428	△16,094
主要勘定残高 （末残）	総資産	1,355,736	1,336,535	△19,200
	預金等（譲渡性預金を含む）	1,277,123	1,230,098	△47,025
	総預かり資産	98,221	100,044	1,823
	貸出金	981,875	982,935	1,060
	有価証券	220,864	93,696	△127,167

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

【仙台銀行（単体）の損益及び主要勘定残高（末残）】

（単位：百万円）

		2022年度	2023年度	増減
損益	経常収益	14,700	15,118	418
	コア業務粗利益	12,243	12,166	△76
	コア業務純益	2,162	1,953	△209
	経常利益	1,491	1,693	202
	当期純利益	1,157	1,167	10
主要勘定残高 （末残）	総資産	1,299,051	1,338,964	39,912
	預金等（譲渡性預金を含む）	1,210,915	1,222,907	11,992
	総預かり資産	87,669	89,668	1,999
	貸出金	903,348	935,859	32,511
	有価証券	277,401	257,225	△20,175

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

④ 企業集団の対処すべき課題

<きらやか銀行の経営再建>

きらやか銀行は、2024年3月期において、コロナ禍後の物価上昇等で業績がさらに悪化する取引先が顕在化してきたことから、取引先の実態を改めて把握のうえ、これまでの経営支援方針を変更し、多額の与信関係費用を計上しました。また、有価証券ポートフォリオの再構築により収益力の改善を図るため、有価証券関係損失を計上したことなどから、同行は過去最大の244億円の赤字決算となりました。

今回、多額の与信関係費用を計上するに至った原因としては、以下の問題があるものと認識しております。

- ①業績が悪化した長年の取引先との向き合い方が不十分であり、事業整理や廃業等まで踏み込んだ対応を行ってこなかった。
- ②一見、優良企業と見られる取引先への審査及びモニタリングが不十分であり、新たに大口取引先の粉飾決算が発覚した。

同行は、これまで与信管理体制の強化を進めてきましたが、なお途上にあり、企業支援と審査体制の再構築にあたっては、外部視点を積極的に取り入れることが必要と判断いたしました。このため同行は、企業支援の外部専門家、仙台銀行の審査担当役員を招くなど、当社グループ全体で同行の経営再建に向けた実効性を高めてまいります。

<公的資金返済に関する国との協議開始>

きらやか銀行は、2009年に資本参加を受けた公的資金200億円（当社C種優先株式、震災特例）について、2024年9月に返済を予定しておりましたが、上記のとおり、同行は2024年3月期に多額の赤字決算となりました。

このため当社ときらやか銀行は、同行の自己資本比率の状況に鑑み、同行が地元山形県において引き続き金融仲介機能を十全に発揮し、地元の中小企業を支える責務を果たしていくためには、2024年9月に予定していた当該公的資金の返済は困難と判断いたしました。

こうした方針を踏まえ、当社及びきらやか銀行は、2024年4月26日の取締役会において、当該公的資金の取扱いについて、今後、公的資金返済に向けた財源の確保に取り組むとともに、改めて国との間で、当社C種優先株式の返済時期の見直しも含め、公的資金返済に関する協議を開始することを決定しております。

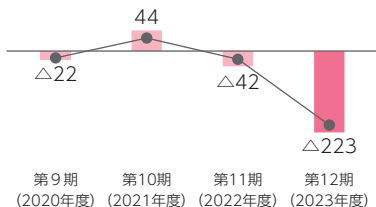
(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況
イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

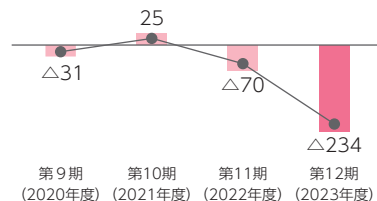
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	44,089	40,207	37,435	37,942
経常利益又は経常損失(△)	△2,275	4,486	△4,297	△22,329
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)	△3,176	2,585	△7,082	△23,462
包括利益	2,518	△14,758	△22,520	△13,835
純資産	116,425	100,898	77,730	83,626
総資産	2,663,931	2,698,662	2,659,272	2,680,825

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

経常利益 (単位：億円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：億円)



ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
営業収益	870	854	615	672
受取配当額	440	473	237	271
銀行業を営む子会社	440	473	237	271
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	449	488	254	294
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円 銭 10 69	円 銭 10 60	円 銭 △0 54	円 銭 12 82
総資産	98,667	98,467	98,068	118,085
銀行業を営む子会社株式等	97,066	97,066	97,066	117,032
その他の子会社株式等	—	—	—	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益(△は1株当たり当期純損失)は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

なお、自己株式数には、株式給付信託(BBT)導入において設定した、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式を加算しております。

3. 2020年10月1日付で普通株式並びにB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2020年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末	
	銀行業	その他
使用人数	1,344 人	74人

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

銀行業

株式会社きらやか銀行

		当 年 度 末
山 形 県	店 うち出張所	99 (一)
宮 城 県		7 (一)
福 島 県		1 (一)
秋 田 県		2 (一)
新 潟 県		5 (一)
東 京 都		2 (一)
埼 玉 県		1 (一)
合 計		117 (一)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を107か所設置しております。

株式会社仙台銀行

		当 年 度 末
宮 城 県	店 うち出張所	72 (4)
合 計		72 (4)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を71か所設置しております。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀 行 業	そ の 他	合 計
設 備 投 資 の 総 額	2,963	—	2,963

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事 業 別	会 社 名	内 容	金 額
銀 行 業	(株)きらやか銀行	ソフトウェア・什器等	1,378
	(株)仙台銀行	店舗新築・什器等	1,113

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社きらやか銀行	山形県山形市	銀行業	百万円 34,183	% 100.00	—
株式会社仙台銀行	仙台市青葉区	銀行業	百万円 22,735	% 100.00	—
山形ビジネスサービス株式会社	山形県山形市	事務受託業務	百万円 10	% 100.00	—
きらやかカード株式会社	山形県山形市	クレジットカード、 信用保証業務	百万円 30	% 100.00	—
きらやかリース株式会社	山形県山形市	リース業務	百万円 80	% 98.00	—
きらやかコンサルティング& パートナーズ株式会社	山形県山形市	コンサルティング・ベンチャー キャピタル業務	百万円 30	% 55.00	—
株式会社富士通山形 インフォテクノ	山形県山形市	コンピューターシス テム開発・保守・ 運用受託業務	百万円 60	% 49.00	—
株式会社仙台銀 キャピタル&コンサルティング	仙台市青葉区	コンサルティング・ベンチャー キャピタル業務	百万円 50	% 100.00	—

- (注) 1. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、間接保有等を含んでおります。
3. 株式会社富士通山形インフォテクノは、持分法適用関連会社であります。

(7) 主要な借入先

該当事項はありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の完全子会社である株式会社きらやか銀行は、同行持分法適用関連会社である株式会社富士通山形インフォテクノについて、富士通株式会社が保有する同社の全株式を2024年4月1日付で取得し、完全子会社化（当社の孫会社化）しました。また同日付で会社名を株式会社JimoTecに変更しました。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(2023年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
川 越 浩 司	代表取締役会長	(株)きらやか銀行代表取締役頭取	—
鈴 木 隆	代表取締役社長	(株)仙台銀行代表取締役頭取	—
尾 形 毅	常務取締役 総合企画部長	(株)仙台銀行取締役	—
内 田 巧 一	常務取締役	(株)きらやか銀行代表取締役常務	—
太 田 順 一	取締役	(株)仙台銀行代表取締役常務	—
遠 藤 裕 治	取締役	(株)きらやか銀行取締役	—
坂 爪 敏 雄	取締役	(株)仙台銀行常務取締役 (株)仙台銀キャピタル&コンサルティング 代表取締役社長	—
笠 原 守	取締役	(株)きらやか銀行取締役	—
半 田 稔	取締役（社外）	半田稔法律事務所所長 (株)ヤマザワ取締役	—
長谷川 靖	取締役（社外）	地方創生パートナーズ(株)執行役員事務局長 SBI地銀ホールディングス(株)取締役 (株)きらやか銀行取締役（非業務執行）	—
佐 竹 勤	取締役（社外）	—	—
遠 藤 宏	取締役監査等委員	—	—
伊 藤 吉 明	取締役監査等委員（社外）	伊藤公認会計士事務所所長	—
高 橋 節	取締役監査等委員（社外）	—	—
伊 東 昭 代	取締役監査等委員（社外）	宮城県美術館長	—
当事業年度中に退任（辞任）した役員			
川 村 淳	常務取締役	(株)きらやか銀行取締役	2023年6月22日 退任
斎 藤 義 明	取締役	(株)仙台銀行代表取締役専務	2023年6月22日 退任
鈴 木 誠	取締役	(株)きらやか銀行代表取締役専務	2023年6月8日 辞任
今 野 純 一	取締役監査等委員（社外）	—	2023年6月22日 退任

- (注) 1. 取締役の半田稔氏、長谷川靖氏、佐竹勤氏、伊藤吉明氏、高橋節氏及び伊東昭代氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役の半田稔氏、佐竹勤氏、伊藤吉明氏、高橋節氏及び伊東昭代氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 取締役監査等委員の伊藤吉明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
5. 当事業年度中に退任（辞任）した役員の地位及び重要な兼職は退任時のものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

報酬等の額の決定にあたっては、当社の取締役の報酬並びに取締役の指名を検討するにあたっての透明性、公正性を確保するため、取締役会の諮問機関として設置した指名・報酬協議会で、当社の取締役の報酬額の検討を行い、その結果を基に取締役会で審議のうえ、当社取締役の報酬額を決定しています。

ロ. 当該方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等は、業務執行取締役と社外取締役に区別し、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と、業績連動報酬としての株式報酬により構成され、監督機能を担う社外取締役は、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみとしております。

なお、業績連動報酬としての株式報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、役員別の基準ポイントに前事業年度における業績に応じた業績係数を乗じて決定しております。

ハ. 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社の取締役の基本報酬は、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案し決定いたします。業績連動報酬である株式報酬は、役員別の基準ポイントに前事業年度における業績に応じた業績係数を乗じて決定いたします。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬協議会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	14名 (3名)	48 (14)	47 (14)	1 (-)	- (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5名 (4名)	24 (14)	24 (14)	- (-)	- (-)

- (注) 1. 上記には、2023年6月22日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、取締役監査等委員1名、2023年6月8日をもって辞任した取締役1名を含めております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第7期定時株主総会において、年額1億8千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）、ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないと決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名（うち社外取締役2名）となります。また、2023年6月22日開催の第11期定時株主総会において、この報酬限度額1億8千万円以内の内枠で、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬の限度額を4千万円以内（46,100ポイント以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名（うち社外取締役3名）となります。

3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第7期定時株主総会において、年額6千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名となります。
4. 業績連動報酬等は、役員株式給付制度に基づく当事業年度に係る取締役（社外取締役3名を除く。）11名に対する業績連動型株式報酬に係る費用計上であります。
- ① 業績連動報酬等の額または数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由
業績連動報酬は株式報酬であり、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、役員別の基準ポイントに前事業年度における業績に応じた業績係数を乗じて決定しております。また、業績係数は、当社の中期経営計画に掲げる当期純利益（連結）の達成率により決定しております。
 - ② 業績連動報酬等の額または数の算定方法
役員株式給付規程に基づき、指名・報酬協議会の諮問を経たうえで、取締役会において決定しております。また、種類別の報酬割合につきましては、上位の役員ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成となっております。
 - ③ 業績連動報酬等の額または数の算定に用いた業績指標に関する実績
業績連動報酬の指標となっている前事業年度における当期純利益（連結）の目標は37億円、実績は△70億円となり、そのうえで各子会社の実績を勘案した業績指標を採用しております。

(3) 責任限定契約

当社は、定款において、業務執行取締役等でない取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が業務執行取締役等でない取締役と締結した責任限定契約の概要は以下のとおりであります。

氏名	責任限定契約の内容の概要
半田 稔	会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。
長谷川 靖	
佐竹 勤	
伊藤 吉明	
高橋 節	
伊東 昭代	

(4) 補償契約

イ. 在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名	補償契約の内容の概要
該当事項はありません。	

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

会社役員の氏名	補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。	

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社、きらやか銀行及び 仙台銀行の全取締役	当社が役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。なお、保険料は当社が全額を負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
半田 稔 (取締役)	半田稔法律事務所所長、(株)ヤマザワ取締役
長谷川 靖 (取締役)	地方創生パートナーズ(株)執行役員事務局長、SBI地銀ホールディングス(株)取締役、(株)きらやか銀行取締役(非業務執行)
佐竹 勤 (取締役)	—
伊藤 吉明 (取締役監査等委員)	伊藤公認会計士事務所所長
高橋 節 (取締役監査等委員)	—
伊東 昭代 (取締役監査等委員)	宮城県美術館長

- (注) 1. 取締役長谷川靖氏は、SBI地銀ホールディングス(株)の取締役で、同社は当社の33.89%の議決権を所有する筆頭株主であります。また、同社の100%親会社であるSBIホールディングス(株)と当社との間で資本業務提携契約を締結しております。
2. その他の社外役員の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
半田 稔 (取締役)	4年 9ヶ月	当期開催の取締役会16回のすべてに出席しております。	取締役会において、弁護士としての専門的な知識・経験等に基づき中立かつ客観的視点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。また、当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員として、取締役の指名・報酬案についての提言を行っております。
長谷川 靖 (取締役)	2年 9ヶ月	当期開催の取締役会16回のすべてに出席しております。	取締役会において、金融行政機関等の責任者として培った豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的視点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。
佐竹 勤 (取締役)	1年 9ヶ月	当期開催の取締役会16回のすべてに出席しております。	取締役会において、企業経営者として培った知識・経験等に基づき中立かつ客観的視点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。また、当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員として、取締役の指名・報酬案についての提言を行っております。
伊藤吉明 (取締役監査等委員)	4年 9ヶ月	当期開催の取締役会16回のすべてに出席し、また、監査等委員会15回のすべてに出席しております。	取締役会において、公認会計士としての専門的な知識・経験等に基づき中立かつ客観的視点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。監査等委員会においては、監査結果等についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
高橋 節 (取締役監査等委員)	4年 9ヶ月	当期開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また、監査等委員会15回のうち14回に出席しております。	取締役会において、地方行政機関等の責任者として培った知識・経験等に基づき中立かつ客観的視点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。監査等委員会においては、監査結果等についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
伊東昭代 (取締役監査等委員)	9ヶ月	就任後の取締役会13回のすべてに出席し、また、監査等委員会12回のすべてに出席しております。	取締役会において、地方行政機関等の責任者として培った知識・経験等に基づき中立かつ客観的視点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。 監査等委員会においては、監査結果等についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の子会社からの報酬等
報酬等の合計	7名	28	—

(注) 上記には、2023年6月22日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役監査等委員1名を含めております。

(4) 社外役員の意見 該当事項はありません。

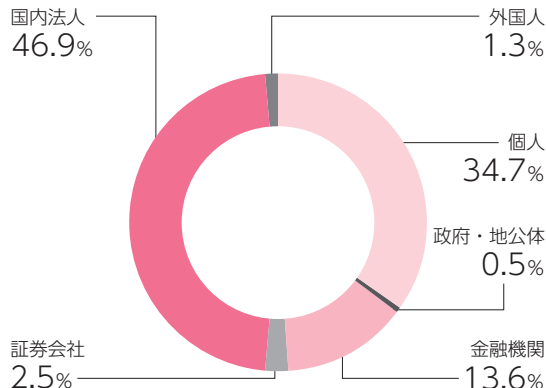
4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

① 発行可能株式総数	198,000千株
うち	
普通株式	198,000千株
B種優先株式	13,000千株
C種優先株式	20,000千株
D種優先株式	20,000千株
E種優先株式	20,000千株

② 発行済株式の総数	
普通株式	26,840千株
(うち自己株式53千株)	

普通株式 所有者別の株式保有比率 (注) 自己株式を除く



B種優先株式	13,000千株
C種優先株式	10,000千株
D種優先株式	5,000千株
E種優先株式	18,000千株

③ 当年度末株主数	
普通株式	15,746名
B種優先株式	1名
C種優先株式	1名
D種優先株式	1名
E種優先株式	1名

(2) 大株主

普通株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式につきましては、発行済株式の総数の上位10名の株主を記載しております。

① 普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
S B I 地 銀 ホールディングス株式会社	8,953 千株	33.42 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	864	3.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	768	2.86
金 子 正 幸	600	2.23
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	568	2.12
き ら や か 銀 行 職 員 持 株 会	535	1.99
仙 台 銀 行 職 員 持 株 会	265	0.99
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	259	0.96
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	186	0.69
横 山 修 一	150	0.55

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式53千株を控除して計算しております。

3. 自己株式には、株式給付信託（BBT）導入において設定した、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）所有の当社株式45,900株を加算しておりません。

② B種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 整 理 回 収 機 構	13,000 千株	100.00 %

③ C種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 整 理 回 収 機 構	10,000 千株	100.00 %

④ D種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 整 理 回 収 機 構	5,000 千株	100.00 %

⑤ E種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社整理回収機構	18,000 千株	100.00 %

(3) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数（株式の種類及び種類ごとの数）
取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。）	—	—
社外取締役（監査等委員である者を除く。）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

5. 当社の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 浅野 功 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山田 修	16	—

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、109百万円であります。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額はこれらの合計額を含めて記載しております。
4. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(2) 責任限定契約
該当事項はありません。

(3) 補償契約
イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約

会計監査人の氏名又は名称	補償契約の内容の概要
該当事項はありません。	

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

会計監査人の氏名又は名称	補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。	

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保する体制

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に従い、当社及び当社グループの業務の健全性及び適切性を確保するため、以下の「内部統制基本方針」を制定しております。

① 取締役及び使用人（グループ会社の取締役及び使用人を含む。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社は、当社及び当社グループの役職員が法令や諸規則を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス規程を制定する。

ロ 当社は、グループコンプライアンス委員会を設置し、当社及び当社グループのコンプライアンス実施状況を監視し、コンプライアンス体制の充実に向けた課題を協議する。

ハ 当社は、コンプライアンス統括部署として、リスク統括部を設置する。リスク統括部は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底指導及びその進捗状況を一元的に管理する。

ニ 監査部は、当社及び当社グループのコンプライアンス遵守態勢の監査を定期的を実施し、監査結果を取締役会及び監査等委員会へ報告する。

ホ 取締役会は、役職員等が社内外に設置した通報・相談窓口に対して、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護する態勢を構築する。

ヘ 当社は、反社会的勢力等との関係を遮断するために、反社会的勢力への対応に係る基本方針を制定する。また、リスク統括部において反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢、反社会的勢力に係る連絡・連携態勢を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書取扱規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 当社は、当社及び当社グループの経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するために統合的リスク管理方針を制定する。

ロ 当社は、当社及び当社グループの業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。

ハ 当社は、グループリスク管理委員会を設置し、当社及び当社グループにおける各種リスクを包括的に認識し、リスクをその特性に応じた適正な範囲・規模で一元的に統括・管理することにより、リスク管理態勢の強化・充実を図る。

ニ 当社は、当社及び当社グループの統合的なリスク管理態勢を確立するために、リスク統括部を設置し、統合的なリスク管理機能及び相互牽制機能を確保し、必要な体制を構築する。

ホ 当社は、監査部がリスク統括部のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、取締役会及び監査等委員会へ適時適切に報告させるとともに、外部監査機関と連携して、リスク管理態勢の充実強化を図る。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役会は、決定事項について、法令に定めるもののほか、定款及び取締役会規程に定めるものとする。
 - ロ 取締役会は、取締役をはじめ全役員職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。
 - ハ 取締役会が、会社法及び定款の定めに基づき、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役又は議決権を有する者の全てが取締役である経営会議その他の決定機関（以下「経営会議等」という。）に委任したときは、当該取締役又は経営会議等は、当該委任された事項を自ら決定することができる。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社は、当社グループの健全かつ円滑な運営を図るため、グループ経営管理規程を制定し、一定の事項については当社報告事項又は承認事項とする。当社は、毎月開催される取締役会において、子会社等の一定の取締役等の業務執行状況が報告されることに加え、子会社等が一定の重要事項を行おうとするときは、事前に当社の承認を得なければならないこととし、子会社等の統括管理を行う。
 - ロ 当社は、当社及び当社グループの取締役をはじめ全役員職務の執行が効率的で効果的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。
 - ハ 当社は、当社及び当社グループの財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
 - ニ 当社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針を制定し、グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。
 - ホ リスク統括部は、当社グループ全体として適正な体制が確保されるよう子会社におけるコンプライアンス体制等について指導する。
 - ヘ 監査部は、内部監査方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため当社及び当社グループの監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 監査等委員会は、その職務について効率性及び実効性を高めるため、取締役会に対し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という。）の配置を求めることができる。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- ⑦ 前号の補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査等委員会の同意を得るものとする
- ⑧ 前号の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 取締役会は、補助者が監査等委員に同行して、取締役会その他の重要会議、代表取締役や会計監査人等との定期的な意見交換会等に参加する機会を確保する。
- ⑨ 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 取締役及び使用人等は、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査等委員会へ報告する。また、監査等委員会は、法令及び諸規則に定める事項のほか、内部監査部門等の使用人その他の者に対して指示し、報告を求めることができる。

- ロ 子会社の取締役、監査等委員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を当社の監査等委員会へ報告する。
- ハ 上記イ及びロの報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いをしてはならないものとする。また、内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、必要な費用の前払や償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、取締役会をはじめ、重要な会議へ出席するとともに、会計監査人、代表取締役、当社グループの監査等委員・監査役及びリスク統括部、監査部、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換し、連携を図ることにより、監査を実効的に行う。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当社が整備している内部統制システムにおける当期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の運用状況の概要は、以下のとおりです。
- ① 取締役及び使用人（グループ会社の取締役及び使用人を含む。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ 当社は、当社及び当社グループの役職員が法令や諸規則を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定している。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス規程を制定している。
- ロ 当社は、社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。）を委員とし、グループコンプライアンス委員会を設置、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）も出席して意見を述べるができることとしている。原則として毎月1回開催、当期は12回開催した。
- ハ 当社は、コンプライアンス統括部署として、リスク統括部を設置。リスク統括部は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底指導及びその進捗状況を一元的に管理している。
- ニ 監査部は、当社及び当社グループのコンプライアンス態勢の監査を定期的を実施し、監査結果を取締役会及び監査等委員会へ報告した。
- ホ 取締役会は、役職員等が社内外に設置した通報・相談窓口に対して、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護する態勢を構築している。

- へ 当社は、反社会的勢力等との関係を遮断するために、反社会的勢力への対応に係る基本方針を制定している。また、リスク統括部において反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢、反社会的勢力に係る連絡・連携態勢を構築している。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築している。また、文書取扱規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存している。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ 当社は、当社及び当社グループの経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するために統合的リスク管理方針を制定している。子会社における重要なリスク管理に関する事項については、当社における経営会議又はグループリスク管理委員会の報告事項又は承認事項としている。
- ロ 当社は、当社及び当社グループの業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行っている。また、グループの健全性と独立性を確保するため、リスク遮断規程を制定し、事業親会社等とのリスクを遮断している。
- ハ 当社は、社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。）を委員とし、グループリスク管理委員会を設置、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）も出席して意見を述べるができることとしている。原則として毎月1回開催、当期は14回開催した。
- ニ 当社は、当社及び当社グループの統合的なリスク管理態勢を確立するために、リスク統括部を設置し、統合的なリスク管理機能及び相互牽制機能を確保し、必要な体制を構築している。
- ホ 当社は、監査部がリスク統括部のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、取締役会及び監査等委員会へ適時適切に報告するとともに、外部監査機関と連携して、リスク管理態勢の充実強化を図っている。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）11名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成され、原則として毎月1回開催しており、当期は16回開催した。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社は、当社グループの健全かつ円滑な運営を図るため、グループ経営管理規程を制定し、一定の事項については当社報告事項又は承認事項としている。
当社は、毎月開催される取締役会において、子会社等の一定の取締役等の業務執行状況が報告されることに加え、子会社等が一定の重要事項を行おうとするときは、事前に当社の承認を得なければならないこととし、子会社等の統括管理を行っている。
- ロ 当社は、当社及び当社グループの取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的で効果的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定している。
- ハ 当社は、当社及び当社グループの財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保している。

- ニ 当社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針を制定し、グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行っている。
- ホ リスク統括部は、当社グループ全体として適正な体制が確保されるよう子会社におけるコンプライアンス体制等について指導している。
- ヘ 監査部は、内部監査方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため当社及び当社グループの監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行っている。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことに関する事項
監査等委員会は、その職務について効率性及び実効性を高めるため、取締役会に対し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という。）の配置を求めることができる体制を確保している。
なお、当期は、「補助者」を配置している。
- ⑦ 前号の補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査等委員会の同意を得るものとしている。
- ⑧ 前号の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役会は、補助者が監査等委員に同行して、重要会議、その他代表取締役との定期的な意見交換会等に参加する機会を確保した。
- ⑨ 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
イ 取締役及び使用人等は、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査等委員会へ報告できる体制を確保している。また、監査等委員会は、法令及び諸規則に定める事項のほか、内部監査部門等の使用人その他の者に対して指示し、報告を求めることができる体制を確保している。
ロ 子会社の取締役、監査等委員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を当社の監査等委員会へ報告できる体制を確保している。
ハ 上記イ及びロの報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いをしてはならない体制を確保している。また、内部通報規程においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する体制を確保している。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、必要な費用の前払や償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する体制を確保している。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、取締役会をはじめ、重要な会議へ出席するとともに、会計監査人、代表取締役、当社グループの監査等委員・監査役及びリスク統括部、監査部、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換し、連携を図ることにより、監査を実効的に行っている。

(ご参考)

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、きらやか銀行及び仙台銀行並びに関連会社とともに「じもとグループ」を構成し、「宮城と山形をつなぎ、中小企業支援を通じて、地元中小企業と地域に貢献する」を経営理念に掲げ、宮城と山形を結び、じもとの「人・情報・産業」をつないで地域社会の復興と繁栄にグループ役職員が一丸となって取り組んでおります。

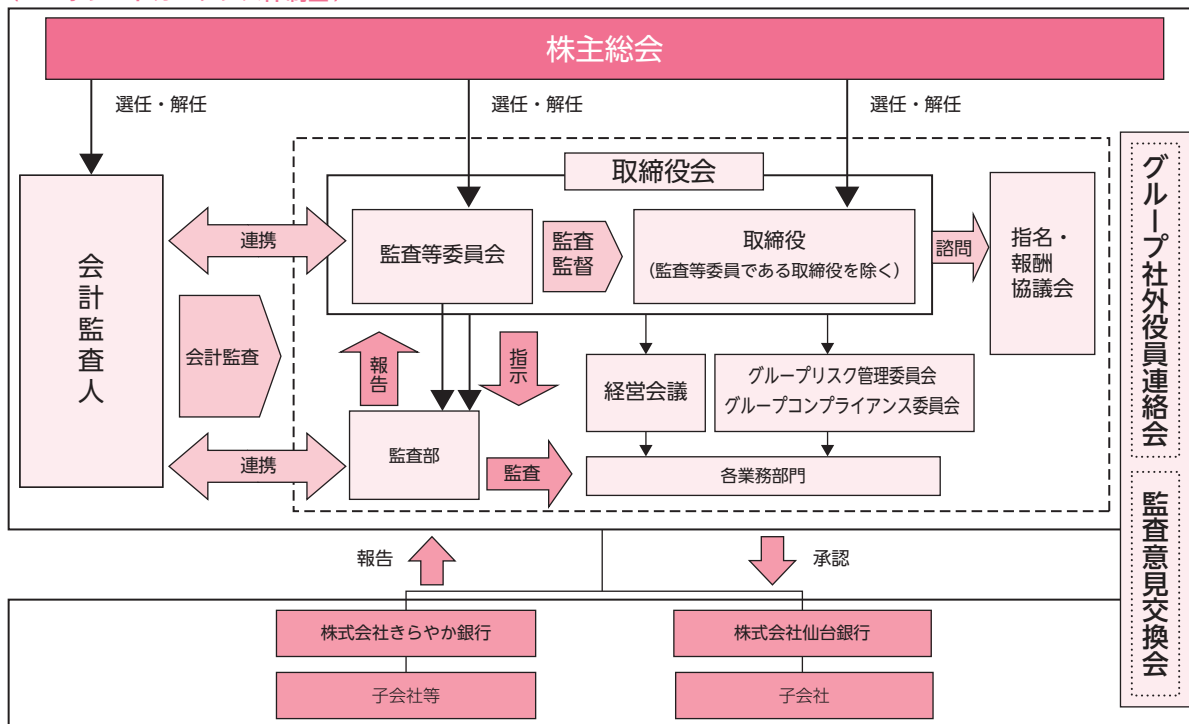
同時に地域金融グループとしての公共性、社会的使命を自覚した上で、コーポレートガバナンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、コーポレートガバナンスの充実を図っております。

コーポレートガバナンス体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社の制度を採用し、取締役会の監督機能を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るとともに、権限委任による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めております。

当社の経営上の意思決定、執行及び監査・監督に係る主な経営管理組織は、以下のとおりであります。

(コーポレートガバナンス体制図)



9. 特定完全子会社に関する事項

当事業年度末における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末における特定完全子会社の株式の帳簿価額（百万円）
株式会社きらやか銀行	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号	81,643
株式会社仙台銀行	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	35,389

（注）当事業年度末における当社の総資産額は、118,085百万円であります。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

第12期末 (2024年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	358,624	預 金	2,269,810
買入金銭債権	756	譲渡性預金	181,422
金銭の信託	201	借 用 金	128,761
有価証券	347,075	その他負債	8,199
貸 出 金	1,916,174	賞与引当金	714
外国為替	12	退職給付に係る負債	108
リース債権及びリース投資資産	12,392	睡眠預金払戻損失引当金	145
その他資産	51,075	偶発損失引当金	1,058
有形固定資産	20,456	繰延税金負債	677
建物	7,675	再評価に係る繰延税金負債	817
土地	10,275	支 払 承 諾	5,481
建設仮勘定	1	負債の部合計	2,597,198
その他の有形固定資産	2,503	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	1,659	資 本 金	28,733
ソフトウェア	1,418	資本剰余金	78,862
その他の無形固定資産	241	利益剰余金	△3,402
退職給付に係る資産	5,015	自己株式	△88
繰延税金資産	294	株主資本合計	104,104
支払承諾見返	5,481	その他有価証券評価差額金	△22,319
貸倒引当金	△38,394	土地再評価差額金	1,806
		退職給付に係る調整累計額	△197
		その他の包括利益累計額合計	△20,710
		非支配株主持分	232
		純資産の部合計	83,626
資産の部合計	2,680,825	負債及び純資産の部合計	2,680,825

第12期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金	額
経	常 収 益		37,942
資	金 運 用 収 益	23,449	
	貸 出 金 利 息	22,403	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	741	
	コールローン利息及び買入手形利息	0	
	預 け 金 利 息	280	
	そ の 他 の 受 入 利 息	23	
役	務 取 引 等 収 益	6,864	
そ	の 他 業 務 収 益	1,361	
そ	の 他 経 常 収 益	6,267	
	償 却 債 権 取 立 益	91	
	株 式 等 売 却 益	766	
	そ の 他 の 経 常 収 益	5,408	
経	常 費 用		60,271
資	金 調 達 費 用	269	
	預 金 利 息	197	
	譲 渡 性 預 金 利 息	5	
	コールマネー利息及び売渡手形利息	△0	
	借 用 金 利 息	56	
	そ の 他 の 支 払 利 息	10	
役	務 取 引 等 費 用	3,634	
そ	の 他 業 務 費 用	9,672	
営	そ の 他 経 常 費 用	22,258	
所	の 他 経 常 費 用	24,436	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	17,767	
	そ の 他 の 経 常 費 用	6,669	
経	特 別 収 益		22,329
	固 定 資 産 処 分 利 益	124	
	そ の 他 の 特 別 利 益	664	
特	別 損 失		1,881
	固 定 資 産 処 分 損 失	187	
	減 損 損 失	1,694	
税	金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		23,422
法	人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	561	
法	人 税 等 調 整 額	△525	
法	人 税 等 合 計		36
当	期 純 損 失		23,458
非	支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3
親	会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		23,462

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第12期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	18,750	68,879	19,042	△92	106,579
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	9,983	9,983			19,966
剰 余 金 の 配 当			△240		△240
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△23,462		△23,462
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		△0		4	4
土地再評価差額金の取崩			1,258		1,258
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	9,983	9,983	△22,444	3	△2,475
当 期 末 残 高	28,733	78,862	△3,402	△88	104,104

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△31,095	3,064	△1,045	△29,076	227	77,730
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						19,966
剰 余 金 の 配 当						△240
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)						△23,462
自 己 株 式 の 取 得						△1
自 己 株 式 の 処 分						4
土地再評価差額金の取崩						1,258
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	8,775	△1,258	848	8,365	5	8,371
当 期 変 動 額 合 計	8,775	△1,258	848	8,365	5	5,896
当 期 末 残 高	△22,319	1,806	△197	△20,710	232	83,626

第12期末 (2024年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	946	未払金	1
貯蔵品	0	未払費用	1
前払費用	2	未払法人税等	7
未収収益	0	未払消費税等	5
未収入金	47	未払配当金	24
その他	5	預り金	1
流動資産合計	1,002	その他	7
固 定 資 産		流 動 負 債 合 計	50
有 形 固 定 資 産		固 定 負 債	
工具、器具及び備品	1	その他	4
有形固定資産合計	1	固 定 負 債 合 計	4
無 形 固 定 資 産		負 債 の 部 合 計	54
ソフトウェア	5	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産合計	5	株 主 資 本	
投資その他の資産		資 本 金	28,733
関係会社株式	117,032	資 本 剰 余 金	
敷金	7	資本準備金	27,233
繰延税金資産	4	その他資本剰余金	60,868
投資その他の資産合計	117,044	資 本 剰 余 金 合 計	88,101
固 定 資 産 合 計	117,051	利 益 剰 余 金	
繰 延 資 産		その他利益剰余金	1,284
株式交付費	31	繰越利益剰余金	1,284
繰延資産合計	31	利 益 剰 余 金 合 計	1,284
		自 己 株 式	△88
		株 主 資 本 合 計	118,030
		純 資 産 の 部 合 計	118,030
資 産 の 部 合 計	118,085	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	118,085

第12期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	
手 数 料 収 入	401
受 取 配 当 金	271
営 業 収 益 合 計	672
営 業 費 用	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	342
営 業 費 用 合 計	342
営 業 利 益	329
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	0
受 取 家 賃	8
雑 収 入	7
営 業 外 収 益 合 計	15
営 業 外 費 用	
株 式 交 付 費 償 却	10
雑 損 失	28
営 業 外 費 用 合 計	39
経 常 利 益	306
税 引 前 当 期 純 利 益	306
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	12
法 人 税 等 調 整 額	△0
法 人 税 等 合 計	11
当 期 純 利 益	294

第12期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								純 資 産 計 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	18,750	17,250	60,868	78,118	1,230	1,230	△92	98,007	98,007
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	9,983	9,983		9,983				19,966	19,966
剰 余 金 の 配 当					△240	△240		△240	△240
当 期 純 利 益					294	294		294	294
自 己 株 式 の 取 得							△1	△1	△1
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0			4	4	4
当 期 変 動 額 合 計	9,983	9,983	△0	9,983	53	53	3	20,023	20,023
当 期 末 残 高	28,733	27,233	60,868	88,101	1,284	1,284	△88	118,030	118,030

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社 じもとホールディングス
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 浅野 功
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山田 修

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社じもとホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年4月26日開催の取締役会において、公的資金返済について国との間で協議を開始することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社 じもとホールディングス
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 浅野 功
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山田 修

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年4月26日開催の取締役会において、公的資金返済について国との間で協議を開始することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、当社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査等委員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

株式会社 じもとホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 遠 藤 宏 ㊟

社外監査等委員 伊 藤 吉 明 ㊟

社外監査等委員 高 橋 節 ㊟

社外監査等委員 伊 東 昭 代 ㊟

(注) 監査等委員 伊藤吉明、高橋節、及び伊東昭代は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

ESG・SDGsへの取り組み

宮城県内“初” 「プラチナくるみんプラス」の認定取得

仙台銀行は、宮城労働局より県内で初めて次世代育成支援対策推進法に基づく「プラチナくるみんプラス」の認定を受けました。「プラス認定」は、次世代法に基づき「子育てサポート企業」として「プラチナくるみん」の認定を受けた企業が、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境の整備に積極的に取り組み、一定の基準を満たした場合に、「プラス」認定が追加される制度です。今般、ワーク・ライフ・バランスの実現や女性活躍推進などへの取り組みが認められ、認定取得となりました。

今後も職員一人ひとりが働き甲斐と働きやすさを両立し、仕事を通して自己表現と自己成長を後押す企業を目指してまいります。



認定通知書交付式の様子



仙台銀行ホールイズミティ21 各種コンサートへの協賛

仙台銀行がネーミングライツを取得している仙台銀行ホールイズミティ21が大規模改修に伴う休館のため、地域の皆さまのお近くへコンサートをお届けする出前コンサート「イズミノオトドケコンサート」が開催されました。本公演は仙台銀行が協賛し、仙台銀行本店9階講堂でもコンサートが行われました。

今後も仙台市と連携を図りながら、地域の皆さまへの文化活動の支援を通じて、地域活性化に貢献してまいります。



仙台銀行本店でのコンサートの様子

仙台市と連携した 紙専用リサイクルボックスの設置

仙台銀行荒井支店駐車場内に、仙台市民の方がご利用いただける紙専用リサイクルボックスを設置いたしました。

リサイクルに注力している仙台市の取組みに共感し、設置したもので、本市と金融機関のリサイクルに係る提携は、本件が初となります。

仙台銀行は今後も、じもとグループのサステナビリティ方針に基づき、環境に配慮した取組みを行ってまいります。



荒井支店に設置した紙専用リサイクルボックス



マネースクールの開催

2023年10月、小学校高学年の親子を対象とした「仙台銀行秋のマネースクール」を仙台銀行本店で開催いたしました。仙台銀行オリジナルの教材を使った、銀行の役割やお金の基礎知識を学ぶ講座のほか、タブレット端末を使った疑似投資体験など、親子で楽しく学ぶプログラムを実施いたしました。

仙台銀行は今後も、地域に根ざした金融機関として未来を担う子どもたちの金融リテラシー向上のため、幅広い学齢を対象に金融経済教育を提供してまいります。



授業の様子

ESG・SDGsへの取り組み

◆ 金融経済教育への取り組み

きらやか銀行は、SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社との協働により、山形県内の高校生を中心に金融経済教育セミナーを開催しております。2023年11月より開始し、現在11校に対しセミナーを実施いたしました。

今後も未来を担う学生や地域の金融リテラシー向上に向けた取り組みを通じて、地域社会の発展に貢献してまいります。



セミナーの様子

◆ ダイヤモンドスマイル企業の認定

きらやか銀行は、山形県よりやまがたスマイル企業認定制度において、「ダイヤモンドスマイル企業」に認定されました。

当制度は、「ワーク・ライフ・バランス」「女性活躍推進」などに積極的に取り組む企業の対象として、県が取り組み内容に応じて認定するものであり、当行が認定を受けた「ダイヤモンドスマイル企業」は最高ランクとなります。

今後もワーク・ライフ・バランスの充実を図り、全職員がいきいきと働ける企業を目指し積極的に活動を続けてまいります。



◆ きらやか産業賞・ベンチャービジネス奨励賞の贈呈

きらやか産業賞は、技術や経営の革新・国際化・教育訓練の面で特に優れた実績を上げている県内の中小企業と団体・個人を顕彰しており、2023年度で35回目を数えます。ベンチャービジネス奨励賞は、特に将来性があり、新技術・新製品などの研究開発を行う中小企業と関連団体・研究成果による起業を予定している個人・団体を顕彰しており、2023年度で28回目を数えます。

今後もきらやか産業賞及びベンチャービジネス奨励賞を継続し、地元産業活性化に取り組んでまいります。



きらやか産業賞・ベンチャービジネス奨励賞 贈呈式

◆ 一般財団法人きらやか銀行教育福祉振興基金による寄贈品の贈呈

一般財団法人きらやか銀行教育福祉振興基金（代表理事 川越浩司）きらやか銀行取締役頭取）では、山形県交通安全協会の安全かつ効果的な活動を支援するために、当協会に対してボランティアベスト（60着）を贈呈いたしました。

1974年の設立以来、山形県内の保育施設や学校、社会福祉法人等を対象に、地域貢献活動を実施しており、当財団は今後も活動を継続して行い、地域社会に貢献してまいります。



中継会場ご案内図

- 中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場の様子を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできませんので、ご了承願います。
- 中継会場にご来場の場合は、書面またはインターネットにより、あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、中継会場入場票を会場受付へご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
- 会場では車椅子のサポート、席やお手洗いへの誘導、受付の筆談サポート等のお手伝いをさせていただきますので、会場スタッフへお気軽にお声掛けください。

会 場／山形市旅籠町三丁目2番3号

中継会場電話

きらやか銀行本店 3階大会議室 (023)631-0001

※お車でお越しの際は「山形県営駐車場」をご利用ください



株主総会会場ご案内図

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 会場では車椅子のサポート、席やお手洗いへの誘導、受付の筆談サポート等のお手伝いをさせていただきますので、会場スタッフへお気軽にお声掛けください。

会場

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
仙台銀行本店 9階講堂

当社電話

(022)722-0011



最寄りの駅

J R 線	仙台駅	から徒歩	約11分
JR 仙石線	あおば通駅	から徒歩	約6分
仙台市営地下鉄	仙台駅	から徒歩	約7分
	青葉通一番町駅	から徒歩	約1分
山形仙台間高速バス	仙台駅前	から徒歩	約8分